



島根県報

令和元年5月14日（火）

号外第4号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

島根県告示第17号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年5月14日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	川本波多線	邑智郡美郷町乙原598番1地先から同564番3地先まで	前	メートル A 7.50～ 22.50	メートル 206.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 迂回路設置 県央県土整備事務所
				B 9.70～ 49.40	208.00	
			後	A 7.50～ 24.70	206.00	
				B 9.70～ 49.40	208.00	
〃	〃	邑智郡美郷町乙原564番3地先から同1181番15地先まで	前	12.40～ 19.40	85.00	道路改良工事 拡幅
			後	15.70～ 24.50	85.00	

島根県告示第18号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年5月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田八重可部線	浜田市旭町都川416番2地先から同406番2地先まで	メートル 89.00	令和元年 5月14日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市旭町都川384番2地先から同365番地先まで	360.00	令和元年 5月14日		